第24期第26回農業委員会総会

◇日 時

令和4年8月15日(月)午後2時00分

◇場所

昭島市役所庁議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄 5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 髙垣明枝 8番 篠 吉和 9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮﨑邦康 12番 清水幸治

◇欠席委員

13番 野島喜博

◇議事録署 名委員 4番 石川光雄 5番 坂本 陽

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長

◇会議に付 した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)

報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

報告第3号 農地法第18条の規定による通知について

報告第4号 違反転用の報告について

議長

それでは、只今から、第26回農業委員会総会を開催します。 本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は 4番 石川委員 5番 坂本委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件)報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (4件)報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (4件)報告第3号 農地法第18条の規定による通知について (1件)報告第4号 違反転用の報告について (1件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年8月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積694㎡ 申請人 ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年5月14日から令和4年7月29日まで 備考 令和元年5月14日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。

6番 細井委員説明願います。

6番委員

はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作 者は、申請者です。調査年月日は、令和4年8月5日 立会い者は、申請者、会 長、職代、A班(石川委員、坂本委員、髙垣委員)、と私と事務局です。過去3 年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■よ り北へ360m進み、左折し150m進み、左折し68m進み、左折し60m進んだ右側の 農地です。農地の状況ですが、農地の北側は垣根、西側は茶の木、東側は作業用 道路、南側は西武線に囲まれています。北側1/3にネギ、山芋が作付けされていま した。中央部は、茄子、キュウリ、ピーマン、ウリが複数作物の中に混載して作 付けされていました。南側は里芋3作、線路側にインゲンが作付けされ、その他 は良く除草されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認 められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ほうれん草等の葉 物野菜の播種。夏は、キュウリ、ピーマン、茄子等の夏野菜の播種及び収穫。秋 は、白菜、ほうれん草、大根の播種。冬は、秋に蒔いた野菜の収穫と玉葱、ニン ニクなどの播種と定植を行っています。出荷状況は、■■■■です。納税猶予制 度の説明は、致しました。指摘事項は、農地南西の角にツゲの木が植栽されてい たため、放置しないように指導しました。植木用に育てているが、近日中に移植 する予定とのことです。 以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年8月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積796の内793㎡ 申請人 ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年8月1日から令和4年7月29日まで 備考 平成28年8月15日付相続税納税 猶予適格者証明発行

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。 野島委員欠席のため、事務局より説明願います。

農政係長 はい、説明いたします。

番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年8月5日 立会い者は、申請者、会長、職代、A班、事務局と私です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■の■■■●を■■■へ約115m進み、右側の■■■から奥へ約64m進んだ農地です。農地の状況ですが、南西方向に斜面を含む

土地です。上部の平地は19m程あり、ミニトマト1作、オクラ1作、アスパラ2 作、ショウガ1作、ハーブとレモングラス1作、オクラ3株、里芋3株、ラベン ダー4株、リンゴ1本、柿2本、キウイ10m×3.5m、その他は耕耘されていま す。斜面は16m程あり、梅7本、柿2本が植栽されています。下部の平地は15m 程あり、サツマイモ1作、里芋2作、キュウリとズッキーニ1作、ピーマンと茄 子1作、菊芋1株、ルバーブが少量作付けしてあります。申請人、同居の親族も 耕作しています。農地と認められない部分は、ありません。年間の作付け状況 は、春は、中玉トマト、ミニトマト、ルバーブ、ピーマン、ジャガイモ、食用 菊、茄子。夏は、ズッキーニ、カボチャ、キュウリ、ショウガ、里芋、オクラ、 インゲン。秋は、リーフレタス、ブロッコリー、ほうれん草、ショウガ、キャベ ツ、春菊、ニンニク、ラッキョウ、玉葱。冬は、ニンジン、サヤエンドウ、グリ ンピース、ルッコラ、コリアンダー、大根、ゆり根です。出荷状況は、■■■■ です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、季節柄か、耕耘して準 備中の畑に草が目立ち始めたので草の処理と切った枝の処理をお願いしました。 8月8日の午前中に現地確認したところ、対処してありました。 以上代読でございます。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年8月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3-1 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積925㎡番号3-2 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,716㎡ 番号3-3 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積72.69㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積72.69㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,165㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積31㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,266㎡ 面積合計5,175.69㎡ 申請人 ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年8月1日から令和4年7月29日まで 備考 平成22年6月14日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。 2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。 番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年8月5日 立会い者は、申請者、会長、職代、A班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内

につきましては、■■■■を■■■■に進み、■■■■を左折し、100m進み■■ ■■手前を左折し、約300m進んだ十字路を左折し、60m進んだ左側の農地で す。農地の状況ですが、お茶畑であり、茶の木が21列植えられています。茶の銘 柄は、やぶきたです。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認めら れない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定、収穫。夏は、管 理。秋は、休耕。冬は、休耕です。出荷先は、■■■■、■■■■、■■■■で す。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。 続きまして、番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりで す。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年8月5日 立 会い者は、申請者、会長、職代、A班、事務局です。過去3年間の労働日数は各 年間250日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■に進み、■■■■■ ■■■を左折し、直進した先の■■■■を渡り、約60m進み右折し、約200m先 の■■■■を左折し、約40m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、長さは 10間作で、長芋1作、ゴボウ8作、里芋9作、八ツ頭3作、オクラ2作、インゲ ン1作、キュウリ2作、茄子2作、モロヘイヤ1作、枝豆4作、お茶は6作(3 a) 作付けしています。申請人もしくは同居の親族も耕作しています。農地と認め られない部分は、ありません。春と夏は、ブロッコリー、ニンジン、茄子、キュ ウリ。秋は、大根、白菜。冬は、ブロッコリー、ゴボウ、長芋です。出荷先は、 ■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘 事項は、特にありません。

続きまして、番号3-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりで す。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年8月5日 立 会い者は、申請者、会長、職代、A班、事務局です。過去3年間の労働日数は各 年間250日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■□に進み、■■■■を 左折し、100m進み、■■■■手前を左折し、■■■■に沿って左折し、約130m 進み、■■■■を渡り右折した左側の農地です。農地の状況ですが、全て10間作 で、サツマイモ2作、ニンジン2作、分けネギ1作、トマト1作、スイカ1作、 ピーマン1作、シシトウ1作、ササゲ8作、拝島ねぎ苗4作が作付けしてありま す。また、中央部分には、栗2本、柿5本、梅4本、レモン3本、柚1本、モロ ヘイヤ6本、三つ葉ツツジ7本が植栽され、育苗ハウス2棟が有ります。申請 人、同居の親族は耕作しています。農地と認められない部分は、ありません。年 間の作付け状況は、春は、ブロッコリー、ジャガイモ、白菜。夏は、サツマイ モ、ピーマン、シシトウ、トウモロコシ。秋は、大根、白菜。冬は、ブロッコリ ー、ネギです。出荷先は、■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の 説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。 以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 |次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございま

す。

総会資料

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (専決)

番号1 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積82㎡ 地番 ■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積234㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況公衆 用道路 面積13㎡ 面積合計329㎡ 届出人 ■■■■ ■■■ 持ち分1/4 転用目的 自用住宅及び公衆用道路

議長

当該農地の利用状況について説明願います。

11番 宮﨑委員説明願います。

11番委員

はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料 7 ページのとおりです。案内図は9ページのとおりです。調査年月日は、令和 4 年 8 月 9 日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■へ進み、■■■■の Y 字路を右へ進み、■■■■へ100 m 進んだ左側の土地になります。農地の状況ですが、現在住宅が建っています。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)

番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積198㎡ 届出 人 ■■■■ ■■■■ 持ち分1/2 ■■■■ 持ち分1/2 転用目的 自用住 宅

議長

当該農地の利用状況について説明願います。

野島委員欠席のため、事務局より説明願います。

農政係長

はい、説明いたします。

番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料 7 ページのとおりです。案内図は 10ページのとおりです。調査年月日は、令和 4 年 8 月 8 日 土地の案内につきましては、■■■■■■■から、■■■■を北へ約187m進んだ右側の土地です。 農地の状況ですが、周囲がブロック塀と万年塀で囲まれ、敷地内に木造 2 階建て住宅が建っています。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、赤道。西は、道路。北は、住宅です。転用に関連する特記事項は、特にありません。 以上代読でございます。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第1号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (専決)

番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積159㎡ 地番

■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積168㎡ 面積合計327㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 自用住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。

番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料 7 ページのとおりです。案内図は11ページのとおりです。調査年月日は、令和 4 年 8 月 9 日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■□ を右折し、北へ■■■■を186m進み、■■■■を左折し、西へ53m進んだ左側の土地と7m先の土地です。農地の状況ですが、地番■■■は、古い空き家の4.5畳のプレハブ1棟と車3台分のスペースの空き地になっていました。地番■■■は、木造平屋の空き家1棟とプレハブ物置がありました。周囲の状況ですが、地番■■■は、東は、集合住宅。南は、住宅。西は、空き地。北は、道路です。地番■■は、東は、空き地。南は、住宅。西は、集合住宅。北は、道路です。転用に関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号4 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)

番号4 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積83㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積292㎡ 面積合計375㎡ 届出人 ■■■■ ■■■ 転用目的 自用住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。

番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料 8 ページのとおりです。案内図は 12ページのとおりです。調査年月日は、令和 4 年 8 月11日 土地の案内につきましては、■■■■■■■を西方向へ約320m進み、■■■■を左折し、約100m進んだ西側の土地です。農地の状況ですが、一戸建て住宅が有ります。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、用水路。西は、住宅。北は、住宅です。転用に関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,186㎡ 地 番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積624㎡ 面積合計1,810㎡ 譲受人 ■■■

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料15ページを参照してください。調査年月日は、令和4年8月11日土地の案内につきましては、■■■■■■■から■■■■を■■■に進み、二つ目の信号の先の■■■■の路地を左折し、約30m進んだ正面の土地です。農地の状況ですが、開発中でした。土地の中に重機1台とヒューム管が置いてありました。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、■■■と■■■と■■■。西は、住宅。北は、共同住宅と墓地です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (専決)

番号2 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積251㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。

番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料16ページを参照してください。調査年月日は、令和4年8月5日土地の案内につきましては、■■■■を■■■に進み、■■■を左折し約100m進んだ■■■手前を左折し、約415m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、梅の古木が8本あり、剪定枝が1か所に纏めて積んでありました。雑草は無く、肥培管理は良好です。トマト5本、キュウリ2本、ピーマン3本、茄子3本、オクラ1本が植えられていました。周囲の状況ですが、東は、北側の住宅の私道。南は、道路。西は、住宅3棟。北は、住宅です。転用の関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積117㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明いたします。

番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料17ページを参照してください。調査年月日は、令和4年8月3日土地の案内につきましては、■■■■■■■■を南へ約350m進み、■■■■の先を左折し、約50m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、現状は、作物は耕作されてなく、草が生い茂っています。周囲の状況ですが、東は、駐車場。南は、道路。西は、用水路。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積252㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ 転用 目的 所有権移転 建売住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料14ページのとおりです。案内図と公図は総会資料18ページを参照してください。調査年月日は、令和4年8月7日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■より■■■■へ23m進み、左折し68m進み、左折し105m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、西側1/3程は、砂利敷の駐車場になっています。残りの東側2/3は、全面に亘り雑草が繁茂しています。西側の道路を北側との境には鉄棒とロープで仕切ってあります。周囲の状況ですが、東は、住宅と共同住宅。南は、■■■。西は、道路。北は、住宅2棟です。転用に関連する特記事項は、開発行為の許可があります。調査当日は現地に開発許可の看板等はありませんでした。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号1 農地法第18条の規定による通知について、上程いたします。

総会資料 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積396㎡ 賃借人 ■■■■ ■■■■ 賃貸人 ■■■■ 内容 令和4年1月4日 合意解約

議長事務局より補足説明願います。

農政係長はい、事務局。

報告第3号 農地法第18条の規定による通知についてでございます。

■■■■の圃場で■■■■の農地を■■■■が借りていた農地になります。■■

■■が亡くなりましてご子息に名義を変えた時に解約の相談をして合意解約に至りました。離作料は、ありません。

以上でございます。

議長以上、説明が終わりました。農地法第18条の規定による通知については、報告どおり了承願います。

議 長 次に報告第4号 違反転用の報告について 事務局より説明願います。

農政係長 | 報告第4号 違反転用の報告についてでございます。

まずは、今までの経緯からになります。

先月の全員協議会でご指摘いただきました違反転用について、机上に資料を作らせていただきましたので、写真を見ていただきながら説明させていただきます。

~経過説明~

令和4年6月に税務署でお話を聞きました。内容は次のとおりです。

税務官「署内での結果、納税猶予の期日の確定理由は、譲渡、転用、農業放棄など総合的に見て今回の件については、確定する・しないではなく、コンクリートを破砕し土を出した本人の努力もあり、確定は行わず今後も監視していくということになりました。この件についての判断は、今回のこの案件についてなので他は別協議になります。本来、区画整理の段階で道に設置されるガードレールや擁壁が個人の私有地の畑にあることが間違えているので、擁壁を含み農地であると判断します。」

事務局「それでは、今回のガードレールのようにソーラーシェアリングも柱の面積だけ確定になればソーラーパネルの設置は可能ですか。」

税務官「当然、設置している柱の部分は農地では有りませんので、その部分は 確定になります。」

事務局「設置は可能なんですか。」

税務官「はい、柱の部分は確定になりますが。」

事務局「わかりました。間違いなくガードレールの下と擁壁部分は農地ということで間違いないですか。」

税務官「ですから今回に限りまして。他の場所についてはまた別案件で。」

事務局「違反転用の書類を提出した時から擁壁やガードレールが畑の中にあることは民間の区画整理が間違いだったというお話はしてきましたけれど。また、今の内容について農業委員会に報告して平気ですか。」

税務官「それでは、統括に確認してきますので少しお待ちください。」

~会議のようで14時30分くらいに 統括が来ました。~

統括「今回の件は、区画整理によるもので、私たちも見たことの無いレアなケースです。今回の土地の形状や、本来、道路に入るべきガードレールや擁壁が畑にあることが間違えているので、コンクリートが敷いてあってその上に土をかぶ

しているような訳ではないので、そのあたりを考慮して今回のみの判断になります。擁壁がここに設置されたから擁壁がOKということではなく、あくまでもレアなケースなので今回のみです。他の農地に設置して平気という事ではなく、今後は個別に協議です。」

事務局「この内容は、農業委員会などに伝えて平気ですか。」

統括「大丈夫です。」

事務局「わかりました。」

以上の内容で違反転用につきましては、レアなケースなので確定にはならないという見解です。

以上でございます。

議 長 以上説明が終わりましたが何かございますか。

委員A ガードレール部分の支柱は確定という事でしたが、宙に浮いている部分は確定に はならないのでしょうか。

事務局 「ガードレールの下のコンクリを破砕して努力がみられたので。」という事で す。宙に浮いている部分につきましては、大丈夫になってしまったようです。

委員B 駐車場は可能なんですか。

事務局 この部分は、当初一面にコンクリートのタイル状の物が敷かれていて、分筆もしてあったため違反転用としました。現在は、タイヤ幅のみのタイルにしてもらいました。この区画整理をした住宅街に田んぼから耕耘を終えたトラクターが道路に直接出るのは、都市農地としての共存を考えるとあまり良くないため、タイヤを流す場所や農地へ入るための進入路が存在していても平気です。

委員C ガードレールを作るには、歩道と車道を分けるために作るものですが、田んぼに 車が落ちないようにカードレールを付けたという事なのでしょうか。道路の形状 を作る時におかしくないか話に出なかったのでしょうか。

事務局 転落防止柵なので、車などが田んぼに落ちないように設置した物です。この田んぼは、用水に田んぼのレベルを合わせているので道路から低くなってしまいましたが、道路にレベルを合わせて用水をポンプで上げればポンプ施設も農業用施設なので納税猶予を受けられることになります。そうすると、ガードレールも要らなくなる造りが出来たことになります。

議 長 他に何かございますか。

委員D 言っても無理なんでしょ、今回に限りなんて限定で言ってるんだから。

委員C 昭島市農業委員会としてはこれ以上何もしないのですか。これ以上国税に通知したりしないけど、昭島市農業委員会としては納得していないことは継続していった方が良いと思いますが。3年ごとの見回りの時に農業委員のメンバーが変わっていると同じ事を通知しようとすると思うので。

農政係長 正直、税務官に不信感は残りますが、所有者の方も農家仲間なので難しいところだとは思います。納得はしていませんが、税務署には伝えない形になるかと思います。どうしても認められない場合は農業会議を通して国税に訴えることもできますが、そこまでしますかということになります。また、3年ごとの見回りは農業経営の継続の見回りになるので、この件を指摘することは難しいと思われま

す。

議 長 他に何かございますか。

議 長 それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者	
議長	
委 員	
委 員	